

## 転出届をされた方へ

◎以下の手続きはお済みですか？詳しくは、各担当課・係までお問い合わせください。  
お問い合わせ先：鬼北町役場(45-1111)各内線まで  
役場からかかった電話は45-1111又は49-6800で表示されます。

種類	対象者	内容	必要なもの	担当課・係	内線
印鑑登録	印鑑登録をしていた方	印鑑登録証の返還	・印鑑登録証	町民生活課 戸籍住民係	2112 2113
国民健康 保 険	国民健康保険加入者	被保険者証の返還、記載変更等	・被保険者証	町民生活課 保険年金係	2114 2115
	各種認定を受けている方	各種認定証の返還 認定証明書の交付申請	・各種認定証 ・世帯主の印鑑		
後期高齢者 医療保険	75歳以上及び65歳以上 で一定の障害のある方	被保険者証の返還	・被保険者証	町民生活課 保険年金係	2116
	各種認定を受けている方	各種認定証の返還 認定証明書の交付申請	・各種認定証		
国民年金	海外転出される国民年 金被保険者	資格喪失届、任意加入届	・保険料引落口座の届出印	町民生活課 福祉係	2114
	海外転出される年金受 給者	住所変更届、租税条例に関 する届	・年金受取金融機関の通帳 等		
児童手当等	児童手当等受給者	受給事由消滅届		町民生活課 福祉係	2118
児童扶養手当	児童扶養手当受給者	住所変更届	・児童扶養手当証書		2118
子ども医療	受給者証をお持ちの方	受給者証の返還	・受給者証	町民生活課 福祉係	2119
ひとり親 家庭医療	受給者証をお持ちの方	受給者証の返還	・受給者証		
重度心身 障害者医療	受給者証をお持ちの方	受給者証の返還	・受給者証		
自立支援医療 (更生医療)	受給者証をお持ちの方	受給者証の返還	・受給者証		
自立支援医療 (精神通院)	受給者証をお持ちの方	当町での受給者証を持って転出先の市町で申請手続きとなりますが、ご一報ください。		保健介護課 保健係	3112
養育医療 (未熟児養育医療)	未熟児養育医療の受給者	住所変更届	・受給者証		3112
介護保険	65歳以上の方 64歳 以下の要介護認定者	・被保険者証等の返還 ・受給資格証明書の交付申請	・被保険者証等	保健介護課 介護保険係	3119 3120
軽自動車税	軽自動車または原動機付自 転車を所有されている方	住所地変更等	お問い合わせください	町民生活課 課税管理係	2121
農業集落排水	施設を使用していた方	排水施設利用休止の手続き	お問い合わせください	環境保全課 環境衛生係	2443
浄化槽	浄化槽を設置している 世帯の方	使用人数の変更等の手続き	お問い合わせください		2442
犬の登録	町内で犬を飼っていた 方	登録削除(転出)の手続き	転出先の市区町村役場に鑑 札をご持参ください	環境保全課 廃棄物対策 係	2441
小・中学校	小・中学生	転校手続き	お問い合わせください	教育課	4116
水 道	水道を使用していた方	使用中止手続き	水道使用中止届の提出が必要 です	水道課 水道係	2402
告知放送	告知端末を使用されて いた方	使用中止等の手続き	お問い合わせください	危機管理課	2423

お手続きの際、業務によって必要となる場合がありますので、  
**対象者の方のマイナンバー(個人番号)カード・印鑑を持参しておいてください。**